

令和5年度富里市立富里第一小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月3日改訂

富里第一小学校では「いじめ0（ゼロ）」を目指して、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、本校としてのいじめに対する考え方やいじめ防止の取組、いじめ確認時の対応等を策定した内容について以下に示す。（法第13条）

また、策定した基本方針については、保護者や地域に知らせるべき内容を抜粋して学校のホームページ等で公開することとする。

1 いじめに対する本校としての考え方

（1）いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となつた児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

したがって、児童はいじめを行ってはならない。（法第4条）

- ①「一定の人的関係とは」学校の内外に問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童と何らかの人間関係を指す。
- ②「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理されたりすることなどを意味する。
- ③「好意から行った行為」が意図せずに相手側の児童の心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指示によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わざ指指導するなど、柔軟な対応によるいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。ただし、法が定義するいじめには該当する。
- ④けんかやふざけ合いであっても調査し、被害性に着目し、いじめか否かを判断する。
- ⑤意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為でなくても、相手が心身の苦痛を感じている場合はいじめと認知する。

（具体的ないじめの態様）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（2）基本理念

①いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかつた児童は1割程度、加害経験を全く持たなかつた児童も1割程度であり、多くの児童が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（例えは無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注

意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

②いじめの防止等に関する基本的考え方

i) いじめは、全ての児童に関する問題であることから、いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して楽しい学校生活を送り、学校行事等を通して様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。いじめの禁止は、法第4条において次のように規定されており、共通理解を図る必要がある。

法第4条（いじめの禁止） 児童等は、いじめを行ってはならない。

- ii) いじめは決して許されないことであるという認識のもと、「いじめは、しない、させない、許さない」等のスローガンを児童会活動等を通して、浸透させることが大切である。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することができないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて教職員が十分に認識した上で、児童に理解できるようにしなければならない。
- iii) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。
- iv) 児童の悩みを親身になって受け止めるための相談体制を整備するとともに、相談内容がいじめかどうかの判断をする場合は、あくまでもいじめられている児童の立場に立つという認識によることに留意する。また、いじめの相談等においては、はじめに係わった人が一人で抱え込み、早い段階から多くの関係者に周知して組織で対応する。
- V) 発達障害またはその疑いがある児童や特別支援学級に在籍している児童がいじめを受けたり、いじめを行ったりする場合がある。これらの児童については、その特性から、自分がいじめられているとの認識が弱かったり、自分の気持ちをうまく伝えることが苦手であったりするために、いじめが発見されにくいことがある。また、当該児童自身が相手が嫌がっているということ自体を認識しにくいこともある。これらの点に十分に留意する。

（3）いじめ防止に向けての学校及び職員の責務

本校は、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むができるように、保護者や関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

（いじめに対する学校職員としての基本姿勢）

- ①いじめを許さないという毅然とした態度で、いじめの兆候や発生を見逃さない集団づくりや雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高めるとともに、自他の存在を認め合える教育活動を推進する。
- ③いじめの未然防止、早期発見、早期解決のために、いじめに対する認識を全職員で共有する。
- ④いじめの未然防止、早期発見、早期解決のために、職員がチームで教育活動にあたるとともに、保護者や関係団体、専門家との連携を図る。

（4）いじめに対するコンプライアンス

いじめ防止対策推進法の趣旨と内容を理解しこれを遵守するとともに、いじめの防止等のための基本方針を受けて策定した「富里第一小学校いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめ防止、早期発見、早期解決に向けての教育活動を充実させる。

また、いじめ問題への対応にあたっては、「富里第一小学校いじめ防止基本方針」に基づいて適切な情報収集を行い、その内容について正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

2 いじめ防止基本方針を実行するための組織

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、以下のメンバーにより「いじめ対策委員会」を構成する。(法第22条)

当委員会は、抱え込みを防ぐため、具体的に以下の役割を果たす。

○学校基本方針に基づくいじめ防止の取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

○いじめの相談・通報の窓口としての役割

○いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的にするための中核としての役割

このように、当委員会は組織的にいじめの問題を取り組むにあたって中核となる役割を担い、定期的に開催することとする。基本的には複数の本校教職員で委員会を開催運営するが、必要に応じて保護者や地域の有識者・心理、福祉等の専門的知識を有する者を招集して委員会を開催する。協議や対応する内容に応じて組織の構成を柔軟に定める。**また、いじめ対策が、全職員の共通理解の下に実効化されるよう、人員配置を工夫する。**

ここでいう「必要に応じて」とは、主に本校が策定した、いじめ防止の基本方針に対する意見聴取やいじめに関する重大事態が発生した場合等を指す。

【教員】

- ・校長
- ・教頭
- ・教務主任
- ・生徒指導主任
- ・養護教諭
- ・スクーリカウンセラー
- ・いじめに関する学級担任

【保護者及び地域の有識者】

- ・学校運営評議員

【専門的知識を有する者】

※富里市教育委員会学校教育課と相談し、依頼者を決める。

3 いじめの未然防止のための取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組むことが必要である。

(法第15条)

(1) いじめを許さない学校づくり

本校では、これまでと同様に「いじめ0(ゼロ)」を掲げ、教育活動全体を通じて「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を全教職員、全児童が共有できる学校風土をさらに醸成していく。

学校として「いじめを許さない」「いじめられている子を徹底的に守る」という姿勢を日頃から示す。また児童に対して、いじめの傍観者とならず、教職員への報告や相談等、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を認知させる。

また、いじめに関する校内研修会を計画的に実施する。

加えて、SOSの出し方教育(4月始め)、教育相談等の指導を年間計画に示し、計画的、組織的にすすめる。定期的な教育相談(5月、9月、1月)を実施するとともに、日常的に相談しやすい人間関係の構築に努める。

(2) 自己有用感を高める取組

過去の全国学力・学習状況調査の結果分析から学力と自己有用感(質問紙調査では「自分にはよいところがあるか」)には相関があることがわかっている。また、自己有用感が低い子どもはいじめの被害者にも加害者にもなりやすいことがこれまでの教育研究の中で明らかになっている。したがって、自己有用感を高める取組がいじめの未然防止につながると思われる。そのためには、一人一人の児童が「わかるようになった」「できるようになった」という自信が持てるような自己有用感を高める取組が必要である。

○わかる授業・できる授業

教職員と児童の「共感的人間関係」を基盤に、児童一人ひとりに「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」する場面を授業の中に取り入れて、「わかる授業」が展開できるようにする。

また、小学校専科や個別指導補助員、学習サポーターを活用して個に応じた指導を実施し、特に低学力の子どもが「わかった」「できた」という自信が持てるようになる。さらに、保護者に対して『富里第一小家庭学習の方針』を打ち出し、毎日学年に応じた課題を出して、「毎日決まった時間に集中できる場所で、学力を高めましょう」というスローガンのもと、学校で学習した内容が定着するよう努める。

○検定での取組

「富一漢字検定」「とみの国検定」「学年体育検定」等各種検定を実施し、児童に学力を付けるとともに合格者には表彰をする等、ほめて伸ばす教育を推進し、自己有用感を高めていきたい。

○体育研究

平成28年度まで千葉県教育委員会・千葉県小中学校体育連盟印旛支部および富里市教育委員会の指定を受けて研究を進めてきた体育学習での取組を、他の教科指導等に生かせるように研究を進めていく。できない技をできるようにすることは大きな自信につながり、自己有用感を高めることができる。また、できるようにする過程で子どもたち同士が互いに教え合うことを積極的に取り入れることで思いやりの心を育てることにもつながる。

○学校行事

小規模校のよさを生かし、学校行事において一人一人が活躍できる場面を意図的に設け、成就感が持てる教育を推進し、自己有用感を高めていきたい。

(3) 一人一人に居場所のある学級をつくる取組

深い児童理解に基づいた教師と児童との信頼関係や児童相互の好ましい人間関係を育てる学級経営を行うことにより、学校が安心して学習したり生活したりすることができるような場所にしていきたい。

(安心して学習したり、生活したりできる場所とは)

- ・お互いに認め合える関係がある
- ・お互いに何でも言え、温かい言葉がけができる
- ・学習や生活をする上で一定のルールが明確であり、それがきちんと守られている
- ・友達と相談できる場所がある
- ・教室に学習成果が掲示され、明るく清潔に整備されている

○学校生活満足度調査

学校生活に対して一人一人がどれくらい満足しているのかを、年3回調査する。

(6月上旬・11月下旬・1月下旬)

調査結果に応じて教員が一人一人の児童へのアプローチを考えて手立てを講じていくことで、いじめを予防することができる。

(4) 道徳心を醸成する取組

○道徳の時間の充実

毎週1時間の道徳の授業を確実に実施し、「思いやり」「生命尊重」「規範意識」等の豊かな人間性を育むことに努める。「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし「考え、議論する」ことを意識した道徳教育を実践する。

互いを認め合いながら建設的に調整して解決できる力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる取組を実践する。

○情報モラル教育の推進

富里市教育委員会が実施している「親子ケータイ出前授業」や道徳の時間の授業を活用する等して、LINE・ツイッター等のソーシャルネットワークサービスやメールを通じて、いじめが行われないように児童に指導するとともに、保護者への啓発にも努める。(法第19条)インターネット上のいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

(5) いじめを防止する児童主体の取組

○運営委員会・代表委員会によるいじめのない学校づくり

児童がいじめの重大性に自ら気づき、防止に向けて強い心で主体的に行動ができる取組を実践する。

運営委員会や代表委員会により、いじめ防止の呼びかけをしたり、いじめ防止に向けての話し合いをして具体的にいじめのない学校づくりに向けて取り組む。

(6) 教職員の行動や言動

○観測気球への対応

教職員の見ている前で、いじめの加害者が被害者を冷やかしたり、悪い意味合いでのニックネームで呼んだり、近くに居るのをあからさまに避けたりする等、いじめの加害者が上げた「観測気球」に対して、これらの行為が良くないことを教職員が必ず指導し、適切に対応する。

自分がいじめられていることや、周囲のいじめについて、勇気をもって教師や保護者へ相談することは、正しい行為であることを教育活動全般において指導する。

○いじめの助長を防ぐ

過去のいじめ事件の例から、教職員の言動がいじめを大きく助長している場合がある。教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

長期欠席児童、感染症に伴う欠席をしている児童（ワクチン接種等も含む）に係る差別や偏見が生じないよう、十分な配慮を行う。

過度の競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高める等、いじめを誘発するようなことが起きぬよう、指導に十分に注意を払う。

(7) 児童・保護者への啓発活動

学校だよりやホームページ等を活用して、定期的にいじめに対する本校の姿勢を明らかにし、いじめに対する情報を提供する。特に年度初めや入学時等、さまざまな機会を活用して、いじめ問題に対する基本方針や保護者の責任等を明らかにし、児童や保護者の理解を得る。

(8) 学校評価への明記

学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取組状況を評価項目に位置付ける。

①児童用 先生は、あなたの悩み等について相談にのってくれますか。

先生は、いじめのない学級づくりのための取組を行ってくれますか。

②保護者用 担任は、児童の悩み等を受け入れ、相談・解決する体制づくりに努めていますか。

担任は、いじめのない学級づくりのための取組を行っていますか。

(9) その他

○配慮が必要な児童について

教職員が児童個々の特性を理解し、情報共有して、保護者と連携しながら、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止、早期発見に取り組む。

(特に配慮が必要な児童の例)

- ・発達障害を含む傷害のある児童
- ・帰国子女、外国人の児童、国際結婚の保護者をもつ児童
- ・性同一性障害等や性的指向・性自認に係る児童等
- ・東日本大震災により被災した児童、原発事故により避難している児童
- ・新型感染症に関わる児童（感染経験・諸外国に保護者をもつ児童）

4 いじめの早期発見のための取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、様々な手立てによりいじめを積極的に認知することが必要である。(法第16条) また、いじめの情報を教職員に報告した児童が、不利益な立場になることなく学校生活を送ることができるよう配慮する必要がある。

(1) いじめ早期発見のためのチェックリストの活用

いじめを早期発見するために、以下のチェックリストのような観点で児童をすべての教職員で観察し、チェックリストに当てはまるような行動が見られたときには担任や生徒指導主任が中心となって情報交換して、以降の行動にすべての教職員で目を光らせ、いじめの早期発見に努める。

＜いじめ早期発見のためのチェックリスト＞

時系列	番号	児童を観るポイント
① 登校から 朝の会	1	遅刻・欠席・早退が増えた
	2	朝の健康観察の返事に元気がない
② 教科等の時間	3	教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた
	4	学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている
	5	授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする
	6	グループにするときに、机を離されたり避けられたりする
③ 休み時間	7	休み時間に一人で過ごすことが増えた
	8	遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う
	9	遊び仲間が替わった
④ 昼食時間	10	給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる
⑤ 清掃時間	11	重い物や汚れた物を持たされることが多い
	12	清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている
⑥ 帰りの会から 下校	13	責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い
	14	帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとしない
⑦ クラブ	15	練習の準備や後片付けを一人でしている。
⑧ 学校生活全般	16	グループ分けなどでなかなか所属が決まらない
	17	本意でない係や委員にむりやり選出される
	18	衣服の汚れや擦り傷が見られる
	19	持ち物や掲示物にいたずらや落書きされる
	20	持ち物がなくなったり壊されたりする

(※福岡県教育委員会発行「いじめの早期発見・早期対応の手引」を参考にした)

(2) いじめアンケート調査の実施

学校生活満足度調査と同時期(6月上旬・11月下旬・1月下旬)にいじめアンケート調査を実施し、直接いじめを受けていないかどうかを尋ね、教員に訴える機会を設け、訴えがあった場合には即座に事実関係を調べる等して対応する。また、アンケート用紙については、適切に保存・管理する。保管期間は5年、ただし重大事態として係争中の事案については、保管の期間を延長する場合がある。

対応の方法については、「5 いじめの発見・通報を受けた場合の取組」にある。いじめアンケート調査については、事前に保護者に対して、調査実施し、いじめを受けていることが判明した場合には保護者に連絡することとする旨を通知する。

なお、いじめアンケートについては見直しをしながら、よりよいものを作り上げていくこととする。例えば、いじめが予想されているにもかかわらず、アンケート調査から見い出せないといったことがある場合には、以下のように具体的なアンケート項目を付け加える。

「机を離されたことがある」「お金を貸してくれと言われた」「給食当番を当番でない時にやらされた」「給食当番の時、重い物を持たされた」「学校の帰りに、

友達のかばんを一人だけ持たされた」「教科書を隠された」「いすに画鋲が置かれていた」「上履きを隠された」「後ろから背中を急に殴られた」「班決めの時、どの班にも入れてもらえなかった」「休み時間など会話をする友達がいない」「机の中にごみを入れられた」「部活動でボールをぶつけられた（時々、いつも）」「給食にごみを入れられた」「鞄の中に水を入れられた」「変なあだ名をつけられた」「トイレに呼び出された」「家のチャイムを鳴らされる」「友達と話していると、口を挟んできて友達を連れて行く」（※『いじめは休み時間に起きる』山中忠著を参考にした）

（3）相談箱の設置

保健室前に相談箱及び相談用紙を設置して、児童がいつでもいじめを受けている旨の訴えができるようにしている。相談箱には鍵がかかるようにしてあり、常に養護教諭が相談箱の中を点検するようにしている。また、学校以外にもいじめの相談・通報窓口があることを児童に周知する。

24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-78310
子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
子どもの人権110番（法務省）	0120-007-110
ヤング・テレホン	0120-783-497
千葉いのちの電話	043-227-3900
チャイルドライン千葉	0120-99-7777

（4）教育相談の実施

学校生活満足度調査やいじめアンケート調査を行い、調査結果をもとにして、教育相談を実施し、担任と児童が1対1で面談し、そのなかでいじめを受けているかどうか、学級での生活に満足しているかを見定めていく。

（5）組織での判断について

教職員が、いじめを発見したり、児童や保護者から相談を受けたりした場合には、管理職に必ず報告・相談し、速やかに、いじめ対策委員会（生徒指導委員会）を開く。事実関係の把握、いじめであるか否かの判断や、対応不要であるか否かの判断などは、すべて、いじめ対策委員会で行う。生徒指導上の問題として、打ち合わせや会議等で情報共有する。

また、いじめに関する情報を抱え込みや報告を行わないことは法律違反になる可能性があることを、教職員に周知する。

5 いじめの発見・通報を受けた場合の取組

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

以下は、「4 いじめの早期発見のための取組」でいじめの発見・通報を受けた場合の対応について示す。これらの対応については教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。（法第23条）

なお、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合には迅速にいじめの疑いがあるかないかを担任を中心に調査する。

【学校生活満足度調査・いじめアンケート調査実施によるいじめ発見及びその対応】

※ 1月については、千葉県教育委員会が行っている「学校生活アンケート」を当調査に代えることとする。

- ① 6月・11月の学校だよりにて、学校生活満足度調査及びいじめアンケート調査をとることを保護者に通知する。
- ② 担任は当調査を実施し、その場で集める。
- ③ 担任は当調査を速やかに精査し、いじめの状況を把握し、いじめアンケート調査については生徒指導主任に提出する。いじめアンケート調査は5年間保存とする。

ただし、当調査は耐火金庫で保存するか、または、当アンケートを pdf 化してサーバーにて電子データとして保存する。

なお、学校生活満足度調査については養護教諭に提出し、養護教諭が結果を一覧表にまとめる。

- ④ 生徒指導主任は、誰がいじめを受けているかを一覧表にまとめ、管理職に報告する。いじめ対策委員会を開き、ただちに⑤と⑥の対応を行う。
- ⑤ 担任は当調査をもとに教育相談を実施し、いじめの具体的な内容を聴き取る。聴き取った内容については記録に残す。
 - (ア) いつから (イ) だれから (ウ) どのようにいじめを受けているか
- ⑥ いじめをしていると思われる児童や周辺にいたと思われる児童については、担任といじめ対策にあたる教員（できるだけ児童が話しやすい者を選ぶ）とで、本当にいじめをしているかどうか聴き取る。聴き取った内容については記録に残す。（⑤との整合性を確かめる。）
 - (ア) いつから (イ) だれが (ウ) どのようにいじめを行ったか
 - (エ) なぜいじめを行ったか

※複数の児童でいじめをしている場合には、複数の教員が同時に複数の児童に面談をすることも必要である。

- ⑦ いじめ対策委員会でいじめの状況について教職員全員で情報交換し、いじめを受けている被害児童といじめをしている加害児童の日常の様子を注視して指導にあたることを確認する。
- ⑧ いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応方針を伝える。
- ⑨ いじめの被害児童および保護者に、児童の安全確保を最優先し、徹底して守り通すことを伝える。
- ⑩ いじめ対策委員会において、いじめの被害児童を支援するための対処プランを策定し、確実に実行する。
- ⑪ いじめの被害児童のケアや安心して学校に通学するための措置、保護者への支援を行う。
- ⑫ 必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用する。
- ⑬ 加害児童に対して、被害児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、被害児童又はその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる場合がある。
- ⑭ いじめ加害児童への指導事項や保護者への助言などの対応について話し合う。
- ⑮ いじめ対策検討委員会で、今後の対処について検討する。なお、検討した結果、重大事態に当たる場合には「6 重大事態への対処」のとおりに行う。
 - (ア) 担任といじめ対策にあたる教員とで、いじめを受けた児童といじめている児童を対面させて、いじめている児童にその場でいじめを認めさせる。
 - (イ) 担任は、いじめを受けた児童の保護者といじめている児童の保護者に今回の事実及び指導した内容を説明する。
- ⑯ いじめている児童に対して、いじめをしなくなるように指導を行う。教育上必要がある場合には当該児童に対して懲戒を加える。なお、いじめが犯罪行為として取り扱うべきものであると認めるときは警察署と連携して対処する。（法第 23・25 条）
- ⑰ いじめをきっかけとして不登校に陥った児童については、いじめの解消に向けた取組だけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、不登校対策の充実に取り組んでいく。
- ⑱ いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」についても、十分に指導する。
- ⑲ 以降、いじめが繰り返されないかを全教職員で見守るとともに、保護者にも連絡を取りながら児童の状況の変化について確認していく。
- ⑳ 関係児童のプライバシーに十分に留意して対応する。
- ㉑ ③～⑩の内容について文書にまとめ、富里市教育委員会に報告する。（法第 23 条 2）

6 重大事態への対処

(1) 重大事態として対処を要する場合

児童がいじめにより以下に掲げるような事態に陥った場合に重大事態と考える。

(法第28条1より)

- 児童が自殺を企図した場合
- 児童の身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

(法第28条2より)

- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがある場合

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること。
(ただし、病気や経済的理由によるものを除く)をいう。

(いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議より)

- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合

(2) 重大事態の報告

上記のように、重大事態として対処する事案が起きた場合には、富里市教育委員会を通じて富里市長に事態発生について報告する。富里市教育委員会が当事案の調査を行う主体について判断する。(法第30条)一報後、改めて文書により報告する。(認知に係る報告書、調査に係る報告書、事案により事故報告書)学校いじめ対策組織を招集(第三者を含める)し、警察への通報など関係機関と連携する。

(3) 重大事態の調査

富里市教育委員会から本校が当事案の調査を行うように指示を受けた場合には、「いじめ対策委員会」を中心に、以下の手順で調査を行う。調査する内容は、主に(ア)から(ウ)であるが、客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。また、調査にあたっては、国基本方針、県基本方針を踏まえるとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月14日策定)「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月)により、適切に実施する。

(ア) 重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか。

(イ) いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか。

(ウ) このことに学校・教職員がどのように対応したか。

なお、調査実施にあたり、当委員会の、特に、学校外のメンバーにその旨を連絡する。

【重大事態における調査の手順】

- ① いじめられた被害児童からの聴き取りをいじめ対策委員会のメンバー(複数名の教員)が実施する。聴き取った内容については記録に残す。
(ア) いつから (イ) だれから (ウ) どのようにいじめを受けているか
 - ② 必要に応じて、いじめを確認していると思われる児童からの聴き取りをいじめ対策委員会のメンバー(複数名の教員)が実施する。聴き取った内容については記録に残す。
(ア) いつから (イ) だれが (ウ) どのようにいじめているところを見たか
- ※ いじめを確認していると思われる児童が不明な場合には必要に応じて質問紙調査を実施する。なお、その際は質問紙調査の実施で得られた内容をいじめられた被害児童やその保護者に提供する旨を調査実施対象となる児童や保護者に通知する。

- ③ いじめられた被害児童やいじめの情報提供した児童に対して、今後いじめ等の被害を受けないように全教職員で守っていくことを伝える。被害児童が不登校になっている場合には、学校生活復帰の支援や学習支援にあたる。
- ④ いじめた加害児童からの聴き取りをいじめ対策委員会のメンバー（複数名の教員）が実施する。聴き取った内容については記録に残す。
- (ア) いつから (イ) だれが (ウ) どのようにいじめを行ったか
(エ) なぜいじめを行ったか
- ⑤ いじめた加害児童に対しては、いじめ対策委員会のメンバー（複数名の教員）がいじめ行為を止めるよう指導を行う。
- ⑥ いじめ対策委員会のメンバー（専門的な知識を有する者）が調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか）を確認するとともに、こうしたいじめ行為に対して学校がどのように対応したかを、調査を行った上で精査し、これらの内容をまとめる。
- ⑦ ①～⑥の内容について、いじめ対策委員会において書面にまとめて、富里市教育委員会を通じて富里市長に報告する。（法第30条）
- ⑧ いじめられた被害児童とその保護者及びいじめた加害児童とその保護者に対して、当事案について調査により明らかになった事実関係を説明する。
なお、この際関係者の個人情報に配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはしない。
- ⑨ 定期的に当事案の経過報告をいじめられた被害児童の保護者に対して行う。

★いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合について

児童の入院や死亡などいじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。
なお、児童の死亡が自殺の場合には以下の点で留意して進める。

（自殺の背景調査における留意事項）

- ・児童の自殺という事態が起こった場合の調査については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・背景調査にあたり、遺族が当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、全校集会や保護者説明会を設定し、できる限り配慮と説明を行う。
- ・死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・詳しい調査を行うにあたり、学校は遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明のあり方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に行う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく、総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供をする。
- ・初期の段階で情報が無いからといって、「トラブルや不適切な対応はなかった」と決めつけない。

7 いじめの「解消」の定義

いじめが「解消している」状態は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とし、その判断の時点で、本人及び保護者に確認をする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、教育委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

- (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

☆ 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については日常的に注意深く観察する必要がある。

いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、対処プランを策定し、確実に実行する。

8 いじめ対策における年間計画

※定期教育相談の記載（4月以外）

時期	内 容
4月	<ul style="list-style-type: none">○入学式・1年生を迎える会<ul style="list-style-type: none">・在校生が温かい気持ちで新入生を迎える。○全学級、「SOSの出し方教育」を実施する。○中旬に教育相談強化期間（1週間）を設け、心配が予想される子・表情の見えない子に声かけを行う。
5月	<ul style="list-style-type: none">○第1回いじめ対策委員会（必要に応じて外部メンバーを招集）<ul style="list-style-type: none">・今年度のいじめ対策について話し合う。・6月に実施する調査の内容を検討する。○運動会<ul style="list-style-type: none">・紅白に分かれて、一致団結して運動会を盛り上げる。
6月	<ul style="list-style-type: none">○学校生活満足度調査・いじめアンケート調査（前期）<ul style="list-style-type: none">・調査を実施し、結果を取りまとめる。○調査結果をまとめ、いじめ対策委員会で共通理解する。○ふれあい活動<ul style="list-style-type: none">・縦割りになって、異学年同士仲良く触れ合う。
7月	<ul style="list-style-type: none">○第2回いじめ対策委員会（必要に応じて外部メンバーを招集）<ul style="list-style-type: none">・発見されたいじめの対策を検討する。○ふれあい活動<ul style="list-style-type: none">・縦割りになって、異学年同士仲良く触れ合う。○いのちを大切にするキャンペーン<ul style="list-style-type: none">・いじめや差別に関する標語
8月	<ul style="list-style-type: none">○いじめに関する研修会を実施する。
9月	<ul style="list-style-type: none">○ふれあい活動<ul style="list-style-type: none">・縦割りになって、異学年同士仲良く触れ合う。
10月	<ul style="list-style-type: none">○ふれあい活動<ul style="list-style-type: none">・縦割りになって、異学年同士仲良く触れ合う。

11月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活満足度調査・いじめアンケート調査（後期） <ul style="list-style-type: none"> ・調査を実施し、結果を取りまとめる。 ○調査結果をまとめ、いじめ対策委員会で共通理解する。 ○ふれあい活動 <ul style="list-style-type: none"> ・縦割りになって、異学年同士仲良く触れ合う。
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回いじめ対策委員会（必要に応じて外部メンバーを招集） <ul style="list-style-type: none"> ・発見されたいじめの対策を検討する。 ○人権週間 <ul style="list-style-type: none"> ・人権週間を契機として、いじめや差別をなくそうとする活動を行う。 ○ふれあい活動 <ul style="list-style-type: none"> ・縦割りになって、異学年同士仲良く触れ合う。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート調査（千葉県教育委員会による） <ul style="list-style-type: none"> ・調査を実施し、結果を取りまとめる。 ○調査結果をまとめ、いじめ対策委員会で共通理解する。 ○第4回いじめ対策委員会（必要に応じて外部メンバーを招集） <ul style="list-style-type: none"> ・発見されたいじめの対策を検討する。 ○ふれあい活動 <ul style="list-style-type: none"> ・縦割りになって、異学年同士仲良く触れ合う。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○第5回いじめ対策委員会（必要に応じて外部メンバーを招集） <ul style="list-style-type: none"> ・今年度のいじめ対策の成果と課題について話し合う。 ・次年度のいじめ対策について検討する。 ○ふれあい活動 <ul style="list-style-type: none"> ・縦割りになって、異学年同士仲良く触れ合う。
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ありがとうの会 <ul style="list-style-type: none"> ・お世話になった方々を招待し、協力して感謝の気持ちを表す。

9 公表・点検・評価について

学校ホームページまたは富里第一小学校 F A C E B O O K で本校のいじめ防止基本方針を示す。

また、本校では年度ごとにいじめ問題への取組を保護者、児童、職員で評価することを定めている。学校職員だけの評価で終わらないようにする。

そして、本校は「富里第一小いじめ防止基本方針」を年度ごと、または状況に応じてその都度、見直しを行っていくこととする。

学校いじめ防止基本方針に示された、アンケート調査、個人面談、いじめの認知と対応、校内研修等、学校の具体的な取り組みの実施状況について学校評価の評価項目に設定し、P D C A サイクルに基づいて取組の改善を図る。

10 参考資料・参考図書

(1) 参考資料

いじめた加害児童に対する性行不良を理由とした出席停止措置については、富里市教育委員会が行うことになっている。このことについては、以下の資料1、2を参照する。

<資料1：学校教育法>

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

1. 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
2. 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
3. 施設又は設備を損壊する行為
4. 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

<資料2：出席停止制度の適切な運用について（文部科学省）>

○出席停止制度とはどのような制度ですか。

学校は、児童が安心して学ぶことができる場でなければならず、その生命及び心身の安全を確保することが、学校及び教育委員会に課せられた基本的な責務です。学校において問題行動を繰り返す児童には、学校の秩序の維持や他の児童の義務教育を受ける権利を保障する観点からの早急な取組みが必要であり、児童を指導から切り離すことは根本的な解決にはならないという基本認識にたって、一人一人の児童の状況に応じたきめ細かい指導の徹底を図ることが必要です。しかし、公立小学校及び中学校において、学校が最大限の努力をもって指導を行ったにもかかわらず、性行不良であって他の児童の教育の妨げがあると認められる児童があるときは、市町村教育委員会が、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命ずることができます。（学校教育法第26条、第40条）。この出席停止制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられています。

○平成13年の学校教育法改正により、何が変わったのですか。

平成13年の学校教育法改正により、次の点が変わりました。

1 出席停止の要件の明確化

出席停止の基本的な要件は、「性行不良」であることと、「他の児童の教育の妨げがある」と認められることの2つが示されています。平成13年の法改正により、法律上の要件を明確化するため、「性行不良」の例として、「他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為」「職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為」「施設又は設備を損壊する行為」「授業その他の教育活動の実施を妨げる行為」が掲げられ、それらの「一又は二以上を繰り返し行う」ことが示されました。

2 出席停止の手続に関する規定の整備

出席停止は、法律の規定の趣旨を踏まえ、定められた要件に基づき、適切な手続を踏みつつ運用されることが必要です。そのために、出席停止の命令の手続に関する必要な事項を教育委員会規則で定め、実際に市町村教育委員会が出席停止を命ずる際には、保護者の意見の聴取を行うこと、出席停止を告げるときには理由及び期間を記載した文書を交付しなければならないことが示されました。

3 出席停止期間中の児童に対しての学習支援措置の明記

出席停止制度の運用にあたっては、他の児童の安全や教育を受ける権利を保障すると同時に、出席停止措置期間中の当該児童への指導の充実を図ることも重要です。そのため、市町村教育委員会は、出席停止期間中の児童に対して学習支援の措置を講じるものとすることが定められました。

（2）参考図書

「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日文部科学大臣決定

「生徒指導リーフ増刊号 Leaves1 いじめのない学校づくり –『学校いじめ防止基本方針』策定Q&A－」 国立教育政策研究所

「生徒指導リーフ増刊号 Leaf4 いじめアンケート」 国立教育政策研究所

「いじめで子どもが壊れる前に」 藤川大祐著（角川学芸出版）

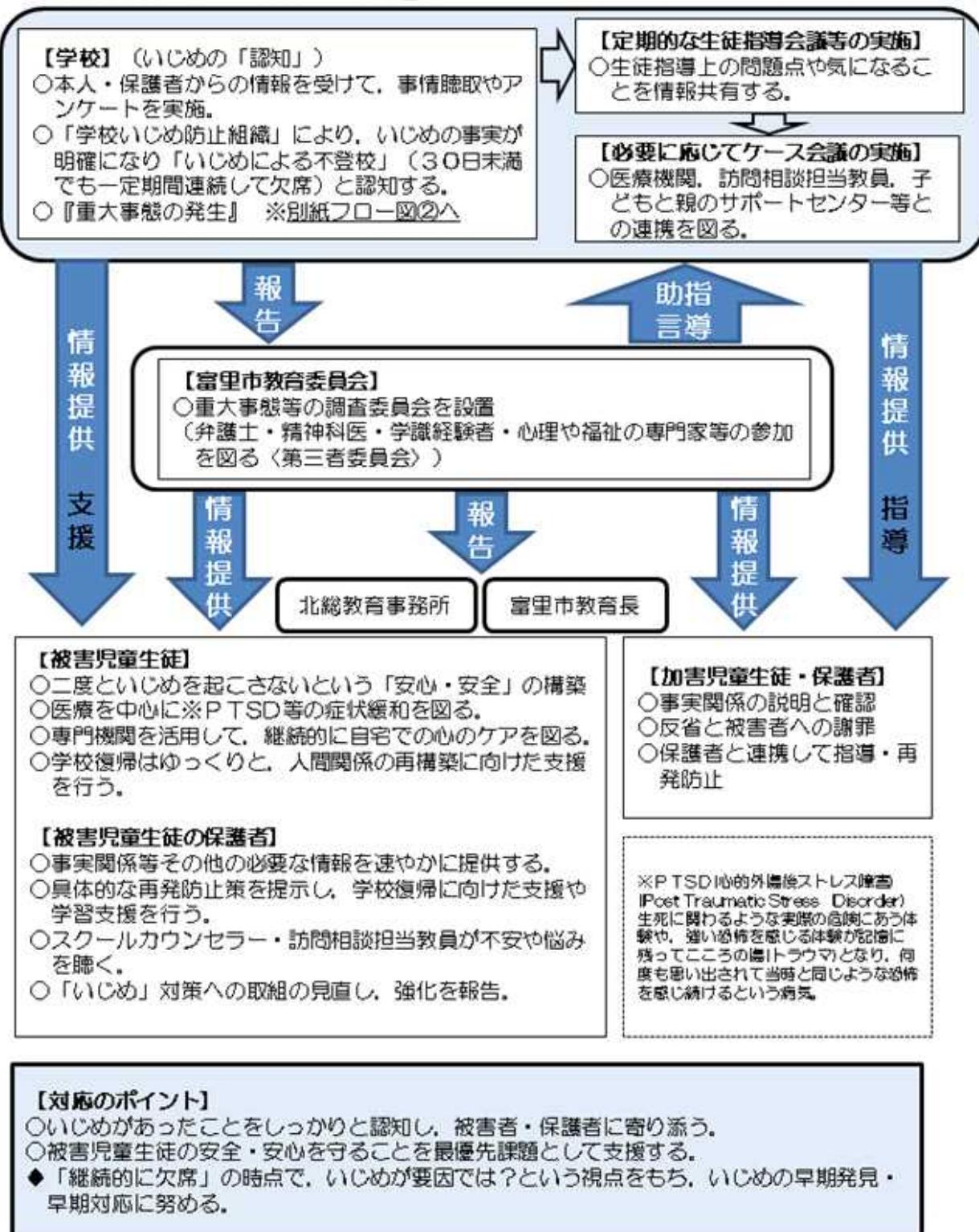
「いじめは休み時間に起きる」 山中 忠著（遊行社）

「いじめ問題をどう克服するか」 尾木直樹著（岩波新書）

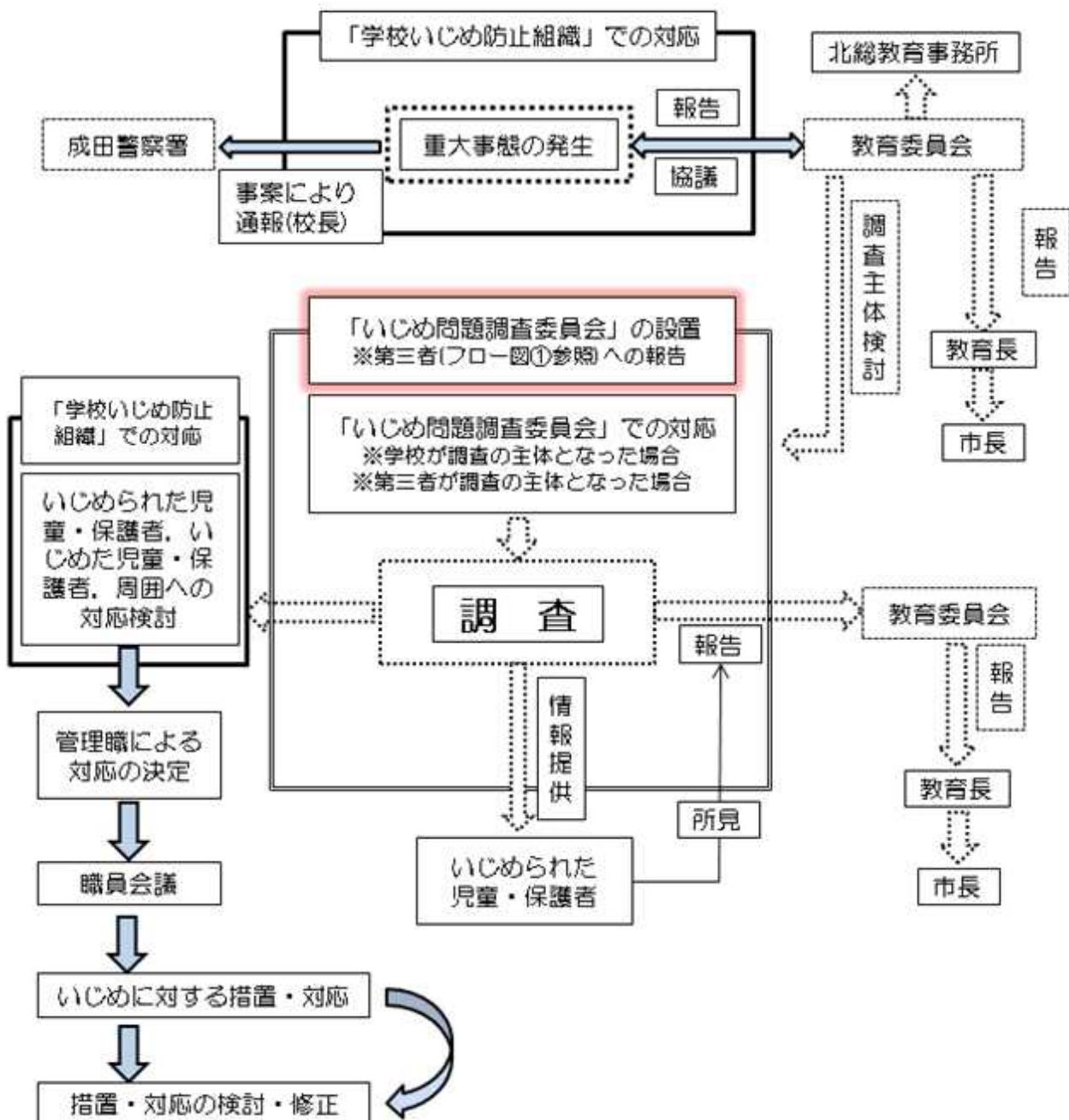
(3) 「いじめ対応」「重大事態の発生」フロー図

※『富里市いじめ防止基本方針』から

いじめ対応（フロー図①）



重大事態の発生（別紙フロー図②）



- ※ 重大事態の調査主体が、第三者委員会となった場合は、第三者委員会への資料等の提出など調査に協力する。
 - ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた児童・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う。

1.1 その他

- ・本基本方針は、平成25年12月に策定した。
- ・本基本方針は、平成26年1月に改定した。
(改定箇所)
 - ・いじめに対する教職員の基本姿勢やコンプライアンスを追加
 - ・児童がいじめによる自殺で死亡した場合の調査を追加
- ・本基本方針は、平成26年2月に改定した。
(改定箇所)
 - ・いじめに関する年間計画を追加修正
- ・本基本方針は、平成26年4月に改定した。
(改定箇所)
 - ・いじめ対策委員会のメンバーを変更
- ・本基本方針は、平成27年4月に改定した。
(改定箇所)
 - ・いじめ対策委員会のメンバーを変更
- ・本基本方針は、平成28年4月に改定した。
(改定箇所)
 - ・いじめ対策委員会のメンバーを変更
 - ・いじめ対策における年間計画を変更
- ・本基本方針は、平成29年4月に改定した。
(改定箇所)
 - ・いじめ対策委員会のメンバーを変更
 - (保護者及び地域の有識者については役職のみ明記した。)
 - ・いじめ対策における年間計画を変更
 - ・関係機関の電話番号を明記した。
- ・本基本方針は、平成30年4月に改定した。
(改定箇所)
 - ・「いじめの定義」について「一定の人間関係」「物理的な影響」「好意から行った行為」について記載した。
 - ・「基本理念」の小項目を「いじめの理解」「いじめの防止等に関する基本的な考え方」に分けて記載した。
 - ・学校評価に明記する内容を記載した。
 - ・いじめの「解消」の定義を記載した。
 - ・『富里市いじめ防止基本方針』の中で作成した「いじめ対応のフロー図」「重大事案発生のフロー図」を掲載した。
- ・本基本方針は、平成31年4月に改定した。
(改定箇所)
 - ・いじめ対策委員会のメンバーを変更
- ・本基本方針は、令和2年4月に改訂した。
(改訂箇所)
 - ・いじめ対策における年間指導計画を変更
 - ・学校生活満足度調査の時期を変更
 - ・児童に周知する通報窓口の追加・変更
 - ・「いじめの定義」について「被害性の着目」「好意から行った行為」「意図していない行為」について記載した。
 - ・「未然防止」について、配慮が必要な児童についても具体的に明記した。
 - ・「早期発見」について、いじめの判断について管理職に報告の後、組織的に行うことを明記した。また、抱え込み防止や法的根拠によって対策組織を編成することを記載した。
 - ・「いじめの解消」について、いじめに関わる行為が3ヶ月を目安として止んでおり、本人と保護者に確認することを明記した。
- ・本基本方針は、令和3年4月に改定した。
(改定箇所)
 - ・いじめ対策委員会のメンバーを変更
- ・本基本方針は、令和3年7月28日に改訂した。

(改訂箇所)

- ・ 2 いじめの未然防止のための取組（9）配慮が必要な児童についての「新型感染症に関する児童」の説明において、国名は記載しないこととした。
 - ・ 本基本方針は、令和4年4月18日に改定した。
- (改定箇所)
- ・ 8 いじめ対策における年間計画 4月に「SOS出し方教育」「教育相談強化期間」を追加した。
 - ・ 本基本方針は、令和5年4月3日に改定した。